

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【公表番号】特表2009-525776(P2009-525776A)

【公表日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2009-028

【出願番号】特願2008-553402(P2008-553402)

【国際特許分類】

A 6 1 M 27/00 (2006.01)

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

A 6 1 M 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 27/00

A 6 1 F 13/00 Z

A 6 1 M 1/00 5 8 0

A 6 1 M 1/00 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図6は、図4と基本的に同一の負圧アダプタ22を反対側からみた図である。図示された部品は構造的に図4と同一であり、連結具が横方向(及び広がり、放射状)に対称であることを示している。そうではないことが指示されない限り、本発明の改良された連結具を構成する材料は、必要なフレキシビリティと患者に対する快適さを提供しつつ負圧アダプタ機能と一体型で開いた管腔を維持するために十分な剛性又は弾性を有する技術的に公知の様々な材料から選択されてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

図8は、本発明の負圧アダプタに付随する基部の代替の例示的な実施例を示す。この図(図7と同様の斜視図)は、代替の基部52の下面に特性を付加して示している。基部52の構造内に成形されたこれらの特性は、基部の鋸歯状のガイド用のチャネル70と、周辺の収集チャネル72と、中間の収集チャネル74とを具える。これらのチャネルの目的は、液体を2つの測定用の補助ポート56、58から離して主ポート60内へ向けることである。基部の鋸歯状のガイド用のチャネル70は、基部50上に配設され、負圧アダプタ内へ引き入れられた液体の少なくとも半分を直接的に捕捉して流し、この中に引き入れられた液体の残りの主な部分を間接的に流すように方向付いている。間隔を空けて放射状に並んだこの基部の鋸歯状のガイド用のチャネル70は、液体を補助ポートから離して主ポート内へ集める。さらに、周辺の収集チャネル72及び中間の収集チャネル74は、放射状に配置されたガイド用のチャネル70の間に引き入れられた液体の流れをガイド用のチャネル70へ向けて補助ポートから離す。この流れ方向の例を太矢印で図8に示し、流

れを示す。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

同様の構成が、およそ3分の1の円で放射状の鋸歯状のチャネル部分44に形成されている。内部の導管が凹部領域54のこの部分内に収容されていない限り、部分44の鋸歯状のチャネルはより深く、より直接的に主ポート60へ延在する。これらの放射状の鋸歯状のチャネルは、開口54の周辺部から主ポート60に排出する凹部領域54の頂部へ方向付いている。これらの放射状の筋又はチャネルは、放射状の近接する補助ポート58から、放射状で約3分の1の円周辺に、放射状の近接する補助ポート56へ延在する。凹部領域54のこの部分の上に落ちるどんな液体も、いずれかの補助ポートのに向けられずに、中央の主ポート60へ向けられる。